

第 26 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	令和元年 12 月 17 日（火）午後 6 時 00 分～午後 7 時 15 分 高石市役所 別館会議室 111	
出席委員	3 名全員（大学准教授 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名）	
事務局	契約検査課 : 古川課長、武田課長代理、中村主事、濱田主事 建築住宅課 : 松本課長代理 上下水道課 : 伊奈課長、堀課長代理、北口給水係長、植山工務計画係主査	
審議対象期間	平成 31 年 4 月～令和元年 9 月	
抽出案件	6 件	通常指名競争入札 ・小学校空調設備設置工事その 3 及び受変電設備更新工事 ・3-12⑦号線污水管布設工事（面整備） ・高石配水場高地区配水設備更新工事（その 2） 随意契約 ・中央プール屋外階段撤去工事 ・芦田川排水機場中央操作室空調設備更新工事 ・高石配水場フェンス設置工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	3 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 平成 31 年度（令和元年度）上半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>平成 31 年度（令和元年度）上半期の平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日では、総契約件数が 34 件、契約金額の合計は 8 億 6892 万 9300 円、平均落札率は 81.8%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、通常指名競争入札及び随意契約であり、一般競争入札及び公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、契約検査課発注分については、通常指名競争入札が 16 件、随意契約が 3 件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が 14 件、随意契約が 1 件であった。</p> <p>昨年度との比較では、平成 30 年度上半期が、契約件数 38 件、契約金額が約 4 億 6000 万円に対し、平成 31 年度（令和元年度）上半期は、契約件数が 34 件、契約金額が約 8 億 7000 万円と、件数では下回っているものの、金額は昨年度上半期実績を大きく上回った。</p> <p>平成 31 年度（令和元年度）上半期発注分の工事の特徴として、契約検査課発注分においては、市役所前通り道路改良工事 2 件、小中学校の空調設置工事 3 件を発注し、全体の契約金額の約 56%であった。水道事業においては、水道老朽管の更新工事に引き続き力を入れており、契約金額全体の約 64.6%であった。</p>

2 平成 31 年度（令和元年度）上半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
	<p>○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>平成 31 年度（令和元年度）上半期は 12 件の指名停止措置を行い、談合情報、契約解除についてはいずれも該当は無かった。</p>
3 抽出事案の審議について	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>〈契約検査課発注工事〉  「小学校空調設備設置工事その 3 及び受変電設備更新工事」について、今期、本工事と同工種の電気工事に係る入札が他に 3 件あったが、それらの工事と選定業者の構成が異なっていることから、業者選定について説明をお願いしたい。</p> <p>次に、「3-12⑦号線污水管布設工事（面整備）」は、予定価格及び最低制限価格が事前公表となっているにも関わらず、予定価格と同額で応札した業者が複数社あったことから、その理由を確認したい。</p> <p>「中央プール屋外階段撤去工事」及び「芦田川排水機場中央操作室空調設備更新工事」について、随意契約とした理由と業者選定方法について確認したい。</p> <p>〈上下水道課発注工事〉  「高石配水場高地区配水設備更新工事（その 2）」については、くじ抽選にならなかった理由と辞退者が多数生じた理由を確認したい。</p> <p>「高石配水場フェンス設置工事」について、随意契約とした理由と業者選定方法について確認したい。</p>	

<p>○小学校空調設備設置工事その3及び受変電設備更新工事</p> <p>今期、発注された他3件の電気工事と選定業者の構成が異なる理由は、本工事より先に3件の工事を発注し、その3件の落札業者を本工事の選定業者から外しているという理解でよいか。</p> <p>○3-12⑦号線污水管布設工事（面整備）</p> <p>予定価格及び最低制限価格が事前公表であるにもかかわらず、予定価格で応札した業者が複数社ある理由について</p> <p>予定価格で応札した3社は、もう一件の下水道工事の入札については、1社が最低制限価格で応札し、他の2社は予定価格で応札している。</p> <p>この2社は工事の難易度という観点から、2件共に受注する意向がなかったということか。</p> <p>経費の面で、交通量の多さと地下埋設物の多さを比較したとき、どちらが高くなるのか。</p> <p>同じ土木一式工事でも、各業者で得意・不得意とする工種があるということか。</p>	<p>その通りである。</p> <p>本工事と同日に、別の下水道工事の入札を行っており、その工事と比較し、本工事の施工場所が交通量の多い幹線道路で、地下埋設物も輻輳している場所であるため、施工が難しく、受注者にとって経費が高くなる（利益が少ない）本工事を敬遠し、もう一件の下水道工事受注に的を絞ったのではないかと推測される。</p> <p>難易度、工期、現場状況等、様々な条件から、受注を敬遠した可能性がある。</p> <p>業者としては指名を受けているので、辞退ではなく予定価格での応札という形で受注を敬遠したとも考えられる。</p> <p>下水道管布設工事の場合、管勾配の確保が重要となり、適切な掘削と床付、埋め戻し作業が求められる。</p> <p>そのため交通量や地下埋設物が多い現場状況の場合、いずれも工事の日進量（一日当たりの施工量）が伸びず、経費も高くなる傾向にある。</p> <p>土木一式工事は幅広い工種があり、得意とする工種も業者によって異なるため、参加す</p>
--	---

<p>○中央プール屋外階段撤去工事</p> <p>随意契約とした理由及び業者選定方法について</p> <p>第1号による随意契約の場合、見積を徴する業者については、市の指名競争入札参加者選定基準を準用し、選定しているという理解でよいか。</p> <p>何日くらいかかる工事か。</p> <p>設計金額の倍程度の金額で応札した業者があるが、想定した積算、施工方法とは違っていたということか。</p> <p>他社も高い金額での応札があるが、見積書提出時に内訳書も確認しているか。</p> <p>乖離はしたが、工事として問題はなかったか。</p> <p>○芦田川排水機場中央操作室空調設備更新工事</p>	<p>る工事を選ぶ業者もある。</p> <p>設計金額が130万円以下の工事であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、見積合わせによる随意契約とした。</p> <p>業者の選定については、本市の指名競争入札参加者選定基準を準用し、6社を選定した。</p> <p>その通りである。</p> <p>[建築住宅課] 施工としては2週間である。</p> <p>[建築住宅課] 初めて入札に参加する業者であるため、公共工事の積算方法に慣れていなかった可能性が考えられる。</p> <p>随意契約の場合、内訳書の提出は求めている。</p> <p>[建築住宅課] 公共積算基準に基づく設計をすると、このような小規模工事では業者見積額との乖離が生じる傾向があるため経費補正を行うが、こういうことも起こり得る。</p> <p>問題なく竣工している。</p>
---	---

<p>随意契約とした理由及び業者選定方法について</p> <p>工事費のほとんどが新しい空調設備の価格と理解してよいか。</p> <p>見積額のほとんどが60万円台前半で、設計金額が約100万円となっているが、この差の原因は何だと考えられるか。</p> <p>このような工事でも辞退する業者が出るのか。</p> <p>○高石配水場高地区配水設備更新工事（その2）</p> <p>辞退者が多数出た理由について</p> <p>対策として考えられるのは、早期の発注を行うということか。</p>	<p>設計金額130万円以下の工事となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、見積合わせによる随意契約とした。</p> <p>業者の選定については、本市の指名競争入札参加者選定基準を準用し、7社を選定した。</p> <p>[建築住宅課] ほぼ材料費、機器本体価格で構成されている。</p> <p>設置する空調設備は汎用品であるため、設計金額と比較して各業者が安価で入手できたためと考えられる。</p> <p>[建築住宅課] 現場代理人等、人手の確保が困難であったと考えられる。</p> <p>他の工事等で忙しいため、辞退すると聞いている。</p> <p>辞退業者に確認できた範囲では、技術者の配置が困難のためと聞いている。</p> <p>その理由として、他の自治体では消費税率改正の経過措置を利用し、増税の影響が大きくなる高額工事ほど早期に発注が行われており、それらの工事に技術者を配置しているため、この時期の発注では配置が困難だということであった。</p> <p>他の市町村でも、機械器具設置工事は全般的に参加者が少ない傾向にあるため、できるだけ多くの指名業者が参加できるように発注時期を含め検討していく。</p>
---	---

<p>○高石配水場フェンス設置工事</p> <p>随意契約とした理由及び業者選定方法について</p> <p>設計金額が約 112 万円に対し、落札金額が 77 万円と差があるが、門扉などの材料代も含まれているのか。</p> <p>予定価格を超過した金額での応札が数社あるが、事前公表を行う考えはあるか。</p>	<p>設計金額 130 万円以下の工事となるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、見積合わせによる随意契約とした。</p> <p>業者の選定については、本市の指名競争入札参加者選定基準を準用し、9 社を選定した。</p> <p>材料代も含まれている。</p> <p>一般的に民間工事を含め、災害復旧工事が増加している影響で、材料費の高騰や労働者の確保が困難な傾向にあると聞いていたが、落札業者については価格面で影響の少ない調達ルートを確保していたと推測される。</p> <p>今の時点では、規則通り随意契約に関しては公表しないという考えである。</p>
<p>4 その他</p>	
<p>第 25 回入札等監視委員会において指摘のあったくじ抽選の方法について、10 月 17 日に行われた入札の様子を撮影したので、この場で鑑賞し、意見交換を行いたい。</p> <p>(鑑賞)</p> <p>特に問題はないが、1 回目のくじで使用する棒の先端に小さな穴が空けられており、その大きさが少しずつ異なるため、影響は限定的だと思われるが、念のために穴を隠すなどの工夫を検討願いたい。</p>	<p>先端部分を切断し、くじ棒を特定できないようにするなど、検討していきたい。</p>